

協議会だより

子ども家庭庁に緊急申入書を提出し、懇談を行いました

国の二〇二四年度予算では、運営費において「現行の補助基準額」に加え、「常勤の有資格者を二名以上配置した場合」の補助基準額が創設されました。

二〇二四年二月二四日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、内閣府特命担当大臣（こども政策）少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）宛てに「放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善」についての緊急申入書を提出しました（本誌二〇二四年二月号、二〇二五年一月号「協議会だより」参照）。

こども家庭庁からは、成育局成育環境課の三名の方が同席されまし

た。具体的な要望項目は下記の四点です。

1. 運営費補助基準額の増額が、指導員の処遇改善につながる仕組みにし、保育の質の底上げにつなげていくこと。

2. 常勤職員の定義に、「また、一日六時間以上かつ二〇日以上勤務する者は、『常勤職員』とする」ということを加えていくこと。

3. 常勤職員の突発的な退職後、新たな常勤職員を雇用できないなど、年間を通して雇用体制の維持ができなかった場合に、すでに給与として支払った分も補助金返還が求められるために、補助金を利用しないことを選ぶ運営者・市町村が、積極的に活用することで安定的な運営を図れるような仕組みにしていくこと。

4. 「放課後児童健全育成事業の常

勤職員配置の改善に係るQ&Aを早期に更新し、発出していただく。

懇談では、一七道府県九九市町村から寄せられた実態をもとに、全国連協から「課題解決の手立てをほかること」を要望し、こども家庭庁から「量から質の転換」「質の担保」に関わっての発言もありました。

こども家庭庁は、二〇二五年一月以降、自治体を対象に説明会を開催することとします。

「放課後児童対策パッケージ二〇二五」が発出されました

二〇二四年二月二七日、こども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長の連名通知「放課後児童対策パッケージ二〇二五」について」が発出されました。待機

児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和六・七年度に集中的に取り組みむべき対策として、令和五年度に示されたパッケージを改定したものとします。

「パッケージ二〇二五における新規・拡充事項のポイント」として概要版には、「喫緊の課題となっていく放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等」に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組むこと、浮かび上がった三つの課題に対応した六つの対応策を追加して整理したことが記されており、つぎの内容が示されています。

≪三つの課題≫

①待機児童発生状況の偏り……長期休業前に多くの待機児童が発生（時期）／特に必要性が高い小一の待機児童の発生（学年）／一部の自治体において特に発生（地域）

②補助事業の未活用等……様々な補助メニューの一層の周知が必要

／安全対策のための定員管理の必要

③関係部局間・関係者間の連携……

福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要

〈六つの対応策〉

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新一年生の待機の解消。

3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。

4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。

5. 緊急的に受け入れ増に至った場

合の安全対策について更なる方策の検討等。

6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

そして、〈六つの対応策〉に関連して「具体的な方策」(以下「方策」)が示されています。

*夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

*年度前半の放課後児童クラブの開所支援のあり方の検討

*適切な利用調整(マッチング)

*民間事業者による放課後児童クラブへの参入支援【新規】

*放課後児童クラブに従事する職員の確保支援【新規】

*放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業【新規】

*正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表【一部新規】

*待機児童が多数発生している自治体への支援【一部拡充】

*支援の単位あたりの児童数の考え

方の検討【新規】

*学校施設の積極的な活用

*市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施

*総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

*放課後児童対策の施策等の周知

「方策」の説明と全国連協事務局の考えを記します。「夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援」についての私たちの考えは本誌二〇二四年九月号、「学校施設の積極的な活用」についての考えは同年一月号のいずれも「協議会たより」を参照してください。

「*学校施設の積極的な活用」の項目では「タイムシェア」との記述がありました。「放課後児童クラブ運営指針」(以下「運営指針」)の改正に際して全国連協は、「全国的な標準仕様」として示された「運営指針」に、「一時的」な運用の「タイムシェア」の記述が加わることは、「恒常的」な標準仕様として認める

ことになりかねないと考え、ご自宅家庭庁との懇談や要望書を行ってまいりました。その後、「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」(以下「専門委員会」)の議論を経て、よりよいねいな記述に改善されています。

しかし「方策」では、「タイムシェア」の文言が十分な説明なしに示されており、拙速に導入する自治体が出かねないとの懸念があります。

「*放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業」は、「待機児童に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助する」ものです。

「開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度」とはされていますが、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「設備運営基準」)「運営指針」に示された職員の資格や配置基準などを担保できるように

な仕組みなどには言及されていません。私たちは、ようやく制度化され、公的責任を求めてきた学童保育が、これらの預かり支援を行う事業に埋没してしまうことを危惧しています。

「*支援の単位あたりの児童数の考え方の検討」では、「待機児童が発生している状況下において、やむを得ない理由により、一時的に望ましい人数を超過した場合の考え方について整理する。その際には、利用実態を把握する仕組みにより、子どもの安全確保対策に資する観点をもって検討する」との考えが示されています。

「設備運営基準」において、一支援の単位あたりの集団規模が「おおむね40人以下」と定められたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」p.10）とこの理由があります。

学童保育の生活のなかでは、安全の確保を必要とする場面（事故・ケガ対応や不審者の侵入防止、災害発生など）も起り得るため、それらに適切に対応するためにも、集団の規模の上限を守ること、十分な職員体制が必要です。

「*放課後児童クラブに従事する職員の確保支援」は、「放課後児童クラブに従事する職員を確保するために、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組等に必要な経費の補助を行うことにより、自治体における人材確保を促進する」ものです。

現在、指導員の処遇は依然として不十分です。ことも家庭庁が二〇二四年度に行った放課後児童クラブの実施状況調査では、放課後児童クラブに従事する職員の数は二〇万八七八人。そのうち「認定資格研修」を受講した数は一万二二三七人でした。働き方や処遇の改善に着手せずに人材を確保しようとしても、なり手がいないの

は当然のことと考えます。「認定資格研修」を修了して有資格者となった指導員が、就労を継続できるためにはさらなる制度の拡充が必要で

す。全国連協としても、指導員の育成・定着のための方策として、パッケージにあげられた「放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善」「放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善」を優先して進めるよう、働きかけていきたいと思

「放課後児童クラブ運営指針」の改正について

二〇二五年一月二日、ことも家庭庁成育局長通知「放課後児童クラブ運営指針の改正について」が発出されました。施行は、二〇二五年四月一日とされています。

このたびの改正は、ことも家庭審議会（こども居場所部会）のもとに「専門委員会」を設置し、二〇二三

年に閣議決定した「こどもの居場所づくりに関する指針」の理念等を反映することを基本とし、関係法令等の改正や近年の放課後児童クラブをとりまく動向等を踏まえて行われたものです。

なお、今回の改正をふまえた「放課後児童クラブ運営指針解説書」は、二〇二四年度中に発出が予定されています。

全国連協では二〇二四年三月から同年八月までの「専門委員会」の議論を注視し、本誌でも折々に情報を発信してきました。今回の改正は、「子どもの権利」や安全対策を意識した改正内容になっていますが、前述したパッケージの内容にも表れているように、国や自治体が示す方策のなかには、「運営指針」の内容が十分に担保されない、浸透していないものが含まれています。

あらためて、「運営指針」を正しく読み解き、学童保育の社会的理解を広げていきましょう。